

令和6年 岩見沢プレミアム建設券事業 登録事業者審査規程

改修工事等を請け負う事業者は、岩見沢市内に本社を持つ法人または岩見沢市内で1年以上営業する個人事業者。

※「岩見沢市における暴力団の排除の推進に関する条例」に規定する暴力団及び暴力団関係事業所を除く

① 登録の申請

登録を受けようとする者は、登録事業者申請書（様式第1号）に次のいずれかの書類を添付して岩見沢プレミアム建設券事業実行委員会に提出しなければならない。ただし、令和4年に岩見沢プレミアム建設券事業の登録を受けた事業者は書類の添付を要しない。

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可業者

- ・建設業の登録の写し（岩見沢市に本社等を有することがわかる書類を含む）
- ・法人市民税（個人事業者は市民税）の納税証明書

(2) 建設業法第3条第1項ただし書きの規定により建設業許可を要しない業者

- ・所得税法第229条の規定による事業の開業等の届出書の写し
- ・営業している事が確認できる書類
- ・法人市民税（個人事業者は市民税）の納税証明書

(3) 住宅解体工事だけを行う建設業許可を要しない業者

- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定による解体工事業者の登録通知書の写し（岩見沢市に本社等を有することがわかる書類を含む）
- ・法人市民税（個人事業者は市民税）の納税証明書

【提出先】

令和5年に岩見沢プレミアム建設券事業の登録を受けた事業者は**岩見沢プレミアム建設券事業実行委員会**、初めて登録申請をする事業者は**岩見沢建設協会**にご提出ください。

② 登録の通知

岩見沢プレミアム建設券事業実行委員会は、前項により登録の申請があった場合においては、遅滞なくその内容を審査し、登録する場合は登録通知書により通知するものとする。

③ 登録の拒否

岩見沢プレミアム建設券事業実行委員会は、前項により登録を拒否する場合は、登録拒否通知書により通知するものとする。

④ 登録事業者の努力義務

登録事業者は、次に掲げる事項を遵守するよう努めなければならない。

(1) 別に定める岩見沢プレミアム建設券事業に係る施工業者の行動規範に従うこと。

(2) 下請け業者を使用する場合は、市内業者で構成し、工事関連資材は市内で購入するように努めること。